



# 障害者差別解消法を学び、考える

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務化されることとなりました。

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」とは？「合理的配慮」とは？ 詳しく知っていただくための研修会です！

配信日時：**12月14日**（水）  
午前9時～午後5時  
**12月17日**（土）  
午前9時～午後5時  
（研修時間：90分）

## 研修概要：

障害者差別解消法を知っていただくことを目的としたオンライン研修（YouTube配信）

## 対象者：

民間事業者、障がい福祉サービス等事業者、障がい福祉関係団体等（一般の方も参加可能）

## 参加方法：

裏面の「参加申込書」に必要事項を記載し、県障がい福祉課へメールまたはファクシミリにてお申し込みください。

後日、研修用配信アドレスをお申し込みいただいたメールアドレスにご連絡します。

## 申込み期限：

12月5日（月）まで

講師：野澤和弘 氏  
（植草学園大学副学長（教授）  
/毎日新聞客員編集委員）



### プロフィール

1983年早稲田大学法学部卒業、毎日新聞入社。いじめ、引きこもり、児童虐待、障害者虐待などを報道する。論説委員（社会保障担当）を11年間務め、2019年10月退社。現在は一般社団法人スローコミュニケーション代表、社会保障審議会障害者部会委員、障害者政策委員会委員なども。

主な著書に「スローコミュニケーション～わかりやすい文章、わかちあう文化」（スローコミュニケーション出版）、「なんとなくは、生きられない。」「障害者のリアル×東大生のリアル」「条例のある街」（ぶどう社）、「あの夜、君が泣いたわけ」「殺さないで～児童虐待という犯罪」（中央法規）等

# オンライン研修の視聴手順

## 1. 参加申込み（12月5日まで）

県障がい福祉課へメール（shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp）またはファクシミリ（0857-26-8136）にてお申し込みください。

## 2. 研修用配信アドレスのご連絡（12月12日）

株式会社エムアンドエムドットコー（event@mmtv.jp）より、研修用配信アドレスをお申し込みいただいたメールアドレスにお送りします。

12月12日までに連絡がない場合は、株式会社エムアンドエムドットコー（電話：070-5674-5557またはファクシミリ：0857-39-2625）へご連絡ください。

## 3. 研修スタート（午前9時～午後5時）

資料は、研修用配信アドレスとあわせて添付先をお知らせしますので、研修参加者の皆様においてダウンロードをお願いします。なお、研修画面上には資料が表示されます。

※通信費はご負担ください。Wi-Fi環境での接続をおすすめします。

## 参加申込書

（メール：[shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp) FAX:0857-26-8136）

氏名<必須>	所属	職名	メールアドレス<必須>	連絡先<必須>※1	備考欄※2
フリガナ				電話	
(代表者)				FAX	
フリガナ※3				電話	
				FAX	
フリガナ※3				電話	
				FAX	

- ※1 お送りしたメールが返ってきた場合に「連絡先」にご連絡しますので、日中にご連絡がとれる「連絡先」をご記入ください。
- ※2 連絡事項等がありましたら、ご記入願います。点字資料のご希望がありましたら、その旨ご記入ください。あわせて送付先もご記入ください。
- ※3 複数人で視聴される場合は、各人の氏名・所属・職名をご記入いただき、代表者のみメールアドレス、連絡先をご記入ください。

申込に関する問合せ先：

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室

（電話） 0857-26-7675 （ファクシミリ） 0857-26-8136

（電子メール） [shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp](mailto:shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp)

オンライン研修の視聴等に関する問合せ先：

株式会社エムアンドエムドットコー（m&m.co）

（電話） 070-5674-5557 （ファクシミリ） 0857-39-2625

（電子メール） [event@mmtv.jp](mailto:event@mmtv.jp)